

分かりやすい 成年後見制度 テキスト



はじめに

活用イメージ図/本書の使い方	2
----------------	---

第1章 パンフレットの説明方法

【1ページ目(表紙)】あなたや家族、知り合いの困りごと、心配ごとはありませんか?	4
【2ページ目】成年後見制度とは?/成年後見制度を利用するには?	6
【3ページ目】成年後見人等ってどんな人?/どんなことをしてくれるの?	8
【4ページ目】成年後見制度Q&A	10

第2章 成年後見制度とは

1 成年後見制度とは	14
(1) 成年後見制度の3つの基本理念	14
(2) 今日までの成年後見制度の経緯	14
(3) 成年後見制度の現状	15
(4) 任意後見制度と法定後見制度	17
2 成年後見人等の仕事	19
(1) 成年後見人等による支援	19
(2) 成年後見人等が行うことの例	19
(3) 成年後見人等の職務に含まれていないことの例	20
3 法定後見制度を利用するには	21
(1) 利用するためには、家庭裁判所への申立てが必要です	21
(2) 誰が申立てをしているのか?	21
(3) 成年後見人等に選任されるのはどのような人か?	22
(4) 申立ての手続き	23
(5) 本人情報シート	24
(6) 法定後見制度に関する費用の目安	25
(7) 相談窓口	26
4 安心して利用するために	27
(1) 定期的な報告	27
(2) 後見監督人等の選任	27
(3) 後見支援預金	27
(4) 後見制度支援信託	28

第3章 事例

【法定後見】【後見】①通帳の紛失と被害的な感情	32
②施設との入所契約ができず途方に暮れる高齢者夫婦	33
③長期入院からの施設入所が可能に!	34
【保佐】④自分1人ではお金の出し入れが不安	35
⑤悪質商法に次々と狙われる1人暮らしの高齢者	36
⑥初めての1人暮らし...でも手伝ってもらって大丈夫!	37
【補助】⑦グループホームからアパートへ!自らの可能性を広げた女性	38
⑧公共料金の支払いなど金銭管理がうまくできず、不安!!	39
⑨制度利用で精神症状も安定、家族も笑顔に!	40
【任意後見】⑩任意後見制度を利用して、将来の不安を解消しよう!	41

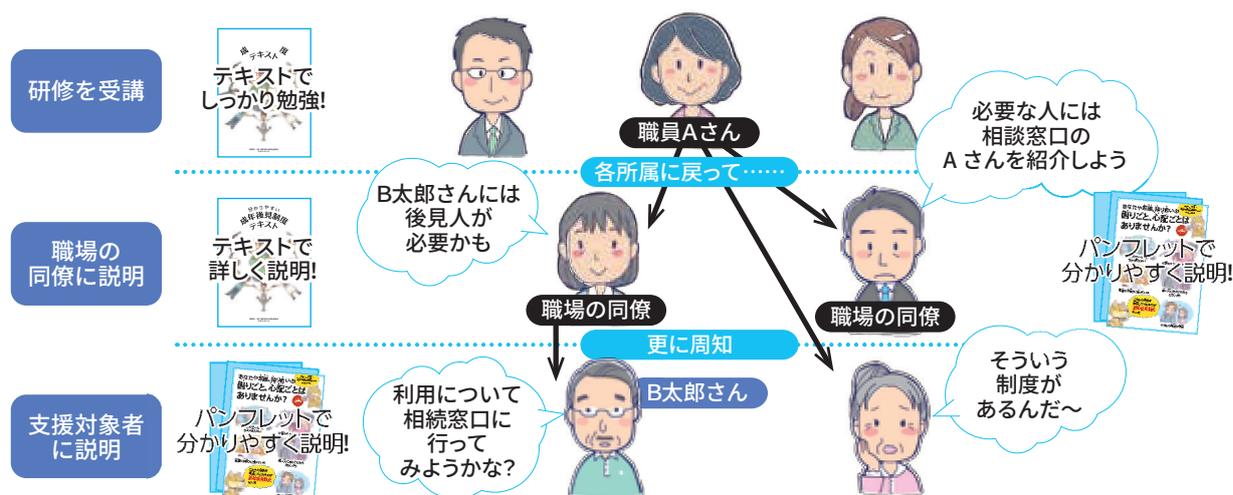
はじめに

本書は、日頃、それぞれの立場で利用者支援に携わっている福祉関係者の皆さんに、「成年後見制度」について知っていただき、成年後見制度を必要とする人を適切に利用につないでいただくことを目的に作成しました。

本書には、福祉関係者の皆さんに知ってほしい成年後見制度の基礎知識や、制度利用のイメージができるよう参考となる活用事例を掲載しています。

皆さんが支援対象者やその家族等に制度説明を行う際に、ご活用いただければ幸いです。

■ 活用イメージ図



■ 本書の使い方

本書は、「第1章 パンフレットの説明方法」、「第2章 成年後見制度とは」、「第3章 事例」の3章で構成されています。

【第1章 パンフレットの説明方法】

別刷りの成年後見制度パンフレット「困りごと、心配ごとはありませんか?」を使用して、制度を分かりやすく説明する方法や説明のポイント等を掲載しています。支援対象者やその家族等に説明する際の参考にしてください。

【第2章 成年後見制度とは】

福祉関係者の皆さんに知ってほしい制度の基礎知識や、第1章に関連して、制度を説明する際の補足事項等を記載しています。より詳しく知りたい方は、家庭裁判所発行のパンフレットなどをご覧ください。

※家庭裁判所発行のパンフレットは、裁判所のホームページからダウンロードできます。

<アドレス> http://www.courts.go.jp/vcms_lf/h3010koukenpanfu_1.pdf
http://www.courts.go.jp/vcms_lf/h3010koukenpanfu_2.pdf

【第3章 事例】

成年後見制度を利用した事例を紹介しています。困りごとなどのある人がどのような経緯をたどって制度の利用につながるのか、事例をもとにイメージしてください。

第1章

パンフレットの説明方法



1ページ目(表紙)

はじめに、支援対象者やその家族が抱えている
困りごとや心配ごとを、一緒に確認していきましょう。

このページでは、「認知症高齢者」「知的障がい者」「精神障がい者」の中で、成年後見制度の利用対象となり得る方によくある困りごとや心配ごとから、5つの事例を掲載しています。あくまで例示ですので、全ての方に当てはまるものではなく、この他にもいろいろな困りごとや心配ごとがあるでしょう。

支援対象者が抱える課題をひとつひとつ確認するところから始めてみてください。

このパンフレットは法定後見の説明をしています。

あなたや家族、知り合いの 困りごと、心配ごとは ありませんか？

ボク、こう犬!
役立つ制度を
紹介するよ!
よろしくね!!

こう犬くん

事例1



暮らしのサービスがうまく使えない

事例2



お金のやりくりができない

事例3



書類の手続きに困っている

事例4



悪い人にだまされたらどうしよう

事例5



子どもの将来が不安

これらの不安を
解消してくれるのが
成年後見制度
なんだ

事例1～ 5説明のポイント

パンフレットの表紙に掲載している5つの事例について、困りごとなどの具体例を下記に記載しています。このような困りごとなどが無いが、支援対象者と一緒に確認してみましょう。

なお、成年後見制度を利用することによって、どのような支援につながるのか、成年後見人等はどうなことを行うのかなどは本書18、19ページで説明しています。

事例1 例えばこんな困りごと

- ① ゴミ出しや掃除がうまくできず、不衛生な部屋で生活している。
- ② 買い物や料理をホームヘルパーに頼むなど、福祉サービスを利用したいが、方法が分からない。
- ③ グループホームに入所したいが、どうやって探せばいいか分からない。
- ④ 就労支援に通いたい、どうしたら良いか分からない。



暮らしのサービスがうまく使えない

事例2 例えばこんな困りごと

- ① お金の管理がうまくできず、使いすぎていつも足りなくなってしまう。
- ② 税金や福祉サービス利用料の支払いを忘れてしまい、滞納や未納がある。
- ③ 買ったことを忘れてしまい、同じものを何度も買ってしまう。
- ④ 自分で銀行に行けず、知人におろしてもらっているが、勝手に出金されているかもしれない。



お金のやりくりができない

事例3 例えばこんな困りごと

- ① 市役所から年金などの通知が届いても、何を書いて良いか分からず放置されている。
- ② どこにしまったのか思い出せず、分からなくなってしまうことが多い。
- ③ 郵便物が来ても、何が重要なものか判断できず、郵便物が溜まってしまう。
- ④ 利用したい福祉サービスがあるが、書類の書き方が分からない。



書類の手続きに困っている

事例4 例えばこんな困りごと

- ① いろいろな人が高価なものを売りに来ますが、騙されていないか心配。
- ② 年金支給日にだけ顔を出し、こづかいをもらいに来ている。
- ③ 本人は信用してしまっているが、実は搾取されているようだ。
- ④ 悪い人の手伝いをさせられることがあるようだ。共謀や共犯になってしまわないか心配



悪い人にだまされたらどうしよう

事例5 例えばこんな困りごと

- ① 障がいのある子どもがいて、家族が亡くなった後、面倒を見てくれる人がいないので心配。
- ② 将来、子どもが病気や怪我をして入院となったとき、子どもが自分で必要な手続きなどができるか心配。
- ③ 引きこもりの子どもが、親亡き後、1人で生活できるか心配。



子どもの将来が不安



静岡県成年後見制度
イメージキャラクター こう犬くん

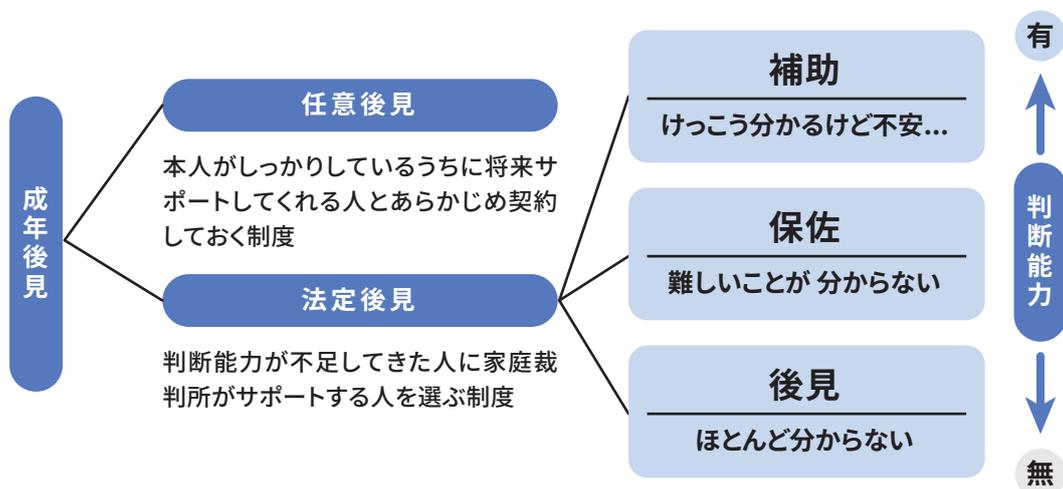
このような困りごとは成年後見制度を利用することで、解決に近づくはず！
まずは、相談窓口につなげることが大切だよ相談については、次ページで解説するよ

2ページ目

このパンフレットでは法定後見を主に説明します。

▶ 詳細は14ページ

成年後見制度は本人の生活や財産を守り、支えるための制度で「任意後見」と「法定後見」に大別されます。法定後見は利用対象者の判断能力によって「補助」「保佐」「後見」に分かれます。



次に、法定後見制度の概要と、相談に行く際に整理しておくポイントを見ていきましょう。

■成年後見制度とは？

ここでは、法定後見制度の概要を説明しています。

説明文の中で、“自分らしく安心して暮らせるよう、本人の気持ちを大切にし...”とあるように、成年後見制度は「本人を支援する制度」であることを伝えましょう。

■法定後見制度を利用するには？

相談から成年後見人等が決定するまでの大まかな流れを示しています。

成年後見制度は、届出の制度ではありません。家庭裁判所に申立て、裁判官が成年後見人等を選ぶことによって、はじめて利用することができます。

また、申立内容のとおり決定されない場合があることや、制度を利用し始めると、基本的には利用者本人が亡くなるまで制度の利用が続くことも、事前に伝えておきましょう。

①説明のポイント

ここでは、相談窓口へ相談する際のポイントを解説します。福祉施設などの職員が法定後見制度を利用するための手続き全てを担う必要はありません。困りごとや心配ごとがある支援対象者を、相談窓口へ“つなげる”ことが大切です。法定後見制度は「本人を支援する制度」ですので、積極的に相談窓口へつなげましょう。相談には誰でも行けるので、本人やその家族だけでなく、福祉施設などの職員も相談することができます。

本人やその家族が相談に行きやすいように、最低限押さえておきたいポイントを整理しましょう。

確認すること		内容
1	制度の対象者	認知症、知的障がい、精神障がいなどがあり、判断能力の低下が認められる人。 (身体障がいのみの人や単なる浪費癖の人は対象外です)
2	相談窓口	相談窓口の場所・連絡先などは26ページ及び別紙「相談窓口一覧」を参照。 <留意点> 相談できる窓口は地域により異なります。 あらかじめ、皆さんが相談窓口を確認した上で、案内するようにしてください。
3	困りごと	制度利用の具体的な手続きは相談窓口で相談できますが、本人やその家族が抱える困りごとなどは事前に確認しておきましょう。 ※本人、家族、支援者それぞれの立場によって、困りごとが異なることもあります。相談窓口につなげることで解決に近づくこともあります。
4	申立人	本人や家族が申立人になることが基本ですが、何らかの理由で申立てができない場合は、市町長申立てについて各市町に相談しましょう。 <留意点> 申立人がそのまま成年後見人等になるわけではありません。 本人(利用対象者)に適した人を家庭裁判所が決めます。

②説明のポイント

成年後見人等が選任された後も、これまでどおり福祉施設などの職員が成年後見人等と一緒に本人の生活を支援していくことに変わりはありません。キーワードは“チーム支援”です。本人やその家族には、「本人の支援者がもう1人増えますよ」ということを伝えましょう。

3ページ目

いま抱えている困りごとなどが、
どのような支援により解決するのか確認しましょう。

■成年後見人等ってどんな人？

成年後見人等に選ばれる可能性のある人として、親族、市民後見人、専門職について説明しています。成年後見人等が1人で本人の生活全てをサポートするのではなく、家族や医療・福祉の関係者などと協働・連携しながら「チーム」で本人を支援します。

成年後見人等が選任されることにより、本人の支援者がもう1人増えるというイメージを共有していきましょう。

■どんなことをしてくれるの？

5ページで例示した困りごとや心配ごとなどに対し、成年後見人等がどのようなことを行うのか、成年後見人等の仕事について、主なものを紹介しています。成年後見制度を利用することにより、困りごとなどがどのように解決に近づくのか説明しましょう。

せいねんこうけんにとつひと
成年後見人等ってどんな人？
本人の気持ちや体の状態、生活状況に合った支援を行う人を裁判官が選びます。

親族
本人にとって身近な支援者

市民後見人
専門的な講座を受けた市民

専門職
福祉や法律の専門家
(弁護士、司法書士、社会福祉士など)

どんなことをしてくれるの？

- ヘルパー
- サービス利用の手続き
- 定期的な訪問や見守り
- 書類の確認と手続き
- 通帳の保管や支払い
- 不利益な契約の取り消し
- 入院、施設入所などの手続き
- 亡くなった後の相談・引き継ぎ

本人の気持ちを大切にしながら困った時は相談に乗ってくれるよ

20ページ参照

①説明のポイント

②説明のポイント

①説明のポイント

<成年後見人等はどうやって決まるの?>

家庭裁判所に申立てるときに、申立書に成年後見人等の候補者を記載して提出することができます。(詳細は22ページ)どのような人が良いかは、本人の状況によって異なります。事前に相談窓口と情報を共有できると良いでしょう。

最終的には家庭裁判所が決めるため、候補者として記載した人ではない人が、成年後見人等になることもあります。(例:候補者として親族を記載したが、専門職後見人が選ばれるなど)

②説明のポイント

成年後見人等の仕事にはさまざまなことがあります。本人がその人らしく安心して暮らせるよう、「定期的な訪問や見守り」を基本とし、本人の気持ちを大切に支援していきます。

<定期的な訪問や見守りとは?>

成年後見人等は定期的に面会して本人の生活状況を確認します。また、本人を支える関係者による「チーム」としての支援体制も確認し、必要があればチームで相談して対応します。また、本人が分かるようにかみ砕いて説明するなど、本人の意思決定を支援します。

困りごと	困りごと 成年後見人等が行うこと (つながる支援) の例
 暮らしのサービスがうまく使えない	 サービス利用の手続き  入院、施設入所などの手続き <ul style="list-style-type: none">●福祉サービス利用の選択をサポート●本人の意思決定を支援(本人の意思の確認)●施設入所に伴う契約および入院の手続きなど ▶ 詳細は 19、20 ページ
 お金のやりくりできない	 通帳の保管や支払いの手続き <ul style="list-style-type: none">●税金、公共料金、福祉サービス利用料、医療・入院費などさまざまな費用の支払い、振り込み●個人年金など各種収入の受け取りなど ▶ 詳細は 20 ページ
 書類の手続きに困っている	 書類の確認と手続き <ul style="list-style-type: none">●郵便物の確認および必要に応じた手続き●通帳、定期預金証書、印鑑、保険証書、年金手帳などの保管など ▶ 詳細は 20 ページ
 悪い人にだまされたらどうしよう	 不利益な契約の取り消し <ul style="list-style-type: none">●本人が行った契約を本人に不利益なものと判断した場合の取り消しなど ▶ 詳細は 20 ページ
 子どもの将来が不安	 定期的な訪問や見守り  サービス利用の手続き <ul style="list-style-type: none">●本人の生活状況の把握や確認●必要に応じて福祉サービスの利用につなげる●安心して生活できるよう環境を整えるなど ▶ 詳細は 19 ページ

4ページ目

本人やその家族などの疑問に対して補足を交えて説明しましょう。

■法定後見制度Q&A

よくある質問をまとめて記載しています。できるだけやさしく説明するために、回答を簡潔にしていますので、説明のポイントを参考にしながら説明しましょう。

また、個々のケースにより、回答内容が異なる場合がありますので、詳しくは相談窓口で確認してもらうと良いでしょう。

せいねんこうけんせいど
成年後見制度 Q&A

※個々のケースにより、回答が異なる場合があります。

詳しくは窓口で聞いてね!

①説明のポイント

質問1 成年後見人が就くと、買い物は自分でできなくなるの?

食べ物、洋服など日常生活に必要なものは自分で買えるよ。

回答1

②説明のポイント

質問2 成年後見人等には何でも頼めるの?

家族とは違うから、頼めないこともあるよ。

回答2

③説明のポイント

質問3 成年後見人等は申立てをしてからどのくらいで決まるの?

1か月から3か月くらいが多いみたいだよ。

回答3

④説明のポイント

質問4 申立てにはどのくらいの費用がかかるの?

手数料の印紙代と切手代で1万円くらいかかるよ。

回答4

⑤説明のポイント

質問5 成年後見人等に支払う報酬はどのくらいなの?

本人の生活に支障のない範囲で裁判所が決めるよ。

回答5

成年後見制度の利用や申立てについてのご相談は、お住まいの地域の**市役所・町役場、地域包括支援センター**や**相談支援事業所、社会福祉協議会**などへ
(福)静岡県社会福祉協議会のホームページ(www.shizuoka-wel.jp/money/guardian/)
【福祉の制度を利用したい・相談したい】>【成年後見制度】>【相談窓口一覧】を参照

お問い合わせ先

⑥説明のポイント

●発行日:令和4年11月 ●発行者:静岡県、(福)静岡県社会福祉協議会

【お問い合わせ先】の空欄には、皆さんが相談窓口を記載して、支援対象者へ渡しましょう。相談窓口は地域により異なります。記載する際には、別紙「相談窓口一覧」または(福)静岡県社会福祉協議会のホームページ(www.shizuoka-wel.jp/money/guardian/)〔福祉の制度を利用したい・相談したい〕>「成年後見制度」>「相談窓口一覧」を参考にして、あらかじめ、相談窓口を確認してください。

①～⑤説明のポイント

Q&Aの回答内容についてそれぞれ補足事項を記載しています。説明する際の参考にしてください。

①～質問1 成年後見人が就くと、買い物は自分でできなくなるの?～

- 成年後見制度を利用しても、日常的な買い物は自分でできます。
- 成年後見制度で支援できるのは、契約のお手伝いなどです。家事などの事実行為を行うことはできませんが、例えば“食事宅配サービス業者との契約”をお手伝いすることはできます。

▶ 詳細は 19、20 ページ

②～質問2 成年後見人等には何でも頼めるの?～

- 家族であれば、施設入所時の、身元引受人や保証人になることができますし、本人を実際に介護すること、炊事・洗濯・掃除などをやってもらうこともあるでしょう。
- しかし、成年後見人等の職務には、身元引受人や保証人になること、医療同意、また、本人を実際に介護すること、炊事・洗濯・掃除などの事実行為は含まれていません。

▶ 詳細は 19、20 ページ

③～質問3 成年後見人等は申立てをしてからどのくらいで決まるの?～

- 一般的には、1～3か月程度とされていますが、家庭裁判所が申立書を受け付けた後、家庭裁判所による調査（親族などへの照会や、本人との面会など）が行われることがあります。
- また、本人の判断能力について確認が必要な場合には、医師による鑑定を求められることがあります。
- そのため、個々のケースによって期間は異なり、3か月以上を要する場合があります。

④～質問4 申立てにはどのくらいの費用がかかるの?～

- 家庭裁判所の調査によって、医師による鑑定が必要と判断された場合は、別途、医師に支払う鑑定料がかかります。
- 鑑定料は一般的に5～10万円程度とされていますが、ケースによって異なります。

▶ 詳細は 25 ページ

⑤～質問5 成年後見人等に支払う報酬はどのくらいなの?～

- 成年後見人等の報酬は、制度の利用を開始してから1年間の成年後見人等の業務を踏まえて、家庭裁判所が決定します。
- また、本人の生活や財産状況に配慮し、本人の生活を優先させて決定します。
- 本人の財産から支払うことになり、特殊な業務がなければ一般的な目安として、月額2万円程です。

▶ 詳細は 25 ページ

[その他]成年後見制度を利用しても解決できないこともあります。

- 【家族との調整】** 成年後見人等は「本人のため」に財産を使いますので、家族が本人の収入に依存して生活している場合、成年後見制度の利用により、家族との調整が必要となる場合があります。
- 【医療同意】** 成年後見人等は手術、注射などの医療行為に同意することはできません。
- 【浪費癖の抑止力】** 判断能力がある方の浪費癖を制約するために制度を利用することはできません。

▶ 詳細は 20 ページ

第2章

成年後見制度とは



1 成年後見制度とは

(1) 成年後見制度の3つの基本理念

① 自己決定の尊重

判断能力が低下しても、生き方を決めるのは本人自身という原則に基づき、本人の意思を尊重し、持っている能力を最大限に活用し、不十分な部分を支援します。

② 身上保護(監護)の重視

財産管理だけにとどまらず、本人の立場に立って生活の組み立てを行います。

③ ノーマライゼーション

障がいの有無にかかわらず、可能な限り社会の一員として家庭や地域社会で通常の生活ができるようにします。



(2) 今日までの成年後見制度の経緯

「成年後見制度」は2000年(平成12年)4月1日に施行されました。それ以前は「財産管理」を行う「禁治産」「準禁治産」の制度がありましたが、100年以上も前に設けられた制度で問題も多く、利用しにくい制度であると言われ、個々の状況に応じた柔軟で利用しやすい新しい制度の導入が望まれていました。

ちょうどその頃、福祉サービスの利用がそれまでの行政処分である「措置制度」から、サービスを受ける本人の意思決定を重んじる「契約制度(介護保険制度)」へ移行することが検討されていました。しかし、介護保険制度を施行する上で、判断能力が不十分な方は「契約」という法律行為が困難なため、そのような方々の法律行為を支援する方策が必要でした。

こうした状況から「介護保険制度」と「成年後見制度」は同時に施行されることとなり、発足当初「車の両輪」とも言われました。

しかし、「介護保険制度」は利用者が右肩上がり増加しているのに比べ、「成年後見制度」は、利用が必要な方たちにあまり知られておらず、十分に利用されないまま今日に至っています。

■意思決定支援

2017年(平成29年)に策定された国の成年後見制度の利用をすすめる基本計画(成年後見制度利用促進基本計画)は2022年(令和4年)から第2期となりました。第2期計画では、第1期計画(H29～R3)よりも更に本人を中心にした成年後見制度の支援・活動が求められています。その中で、成年後見制度において、意思決定支援等による権利行使が支援者に必要である旨が明記されています。

■意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/000750502.pdf>

(3) 成年後見制度の現状

成年後見制度を利用している人の数は全国的に年々増加傾向にあります。

◆成年後見制度の利用者数の推移

【総数】



【後見】



【保佐】



【補助】

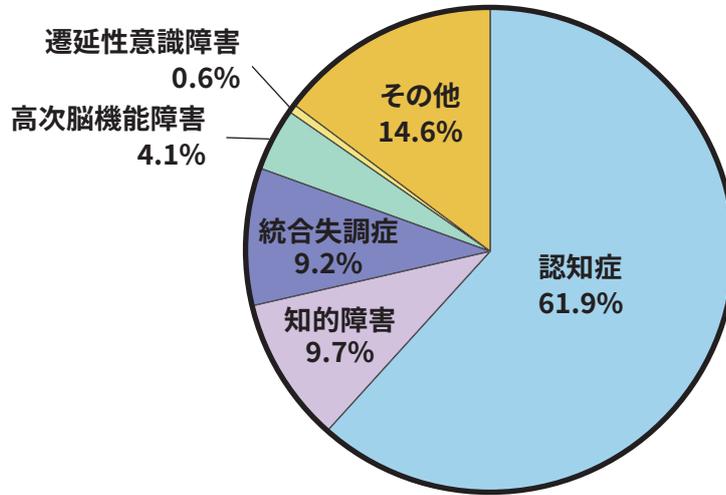


【任意後見】



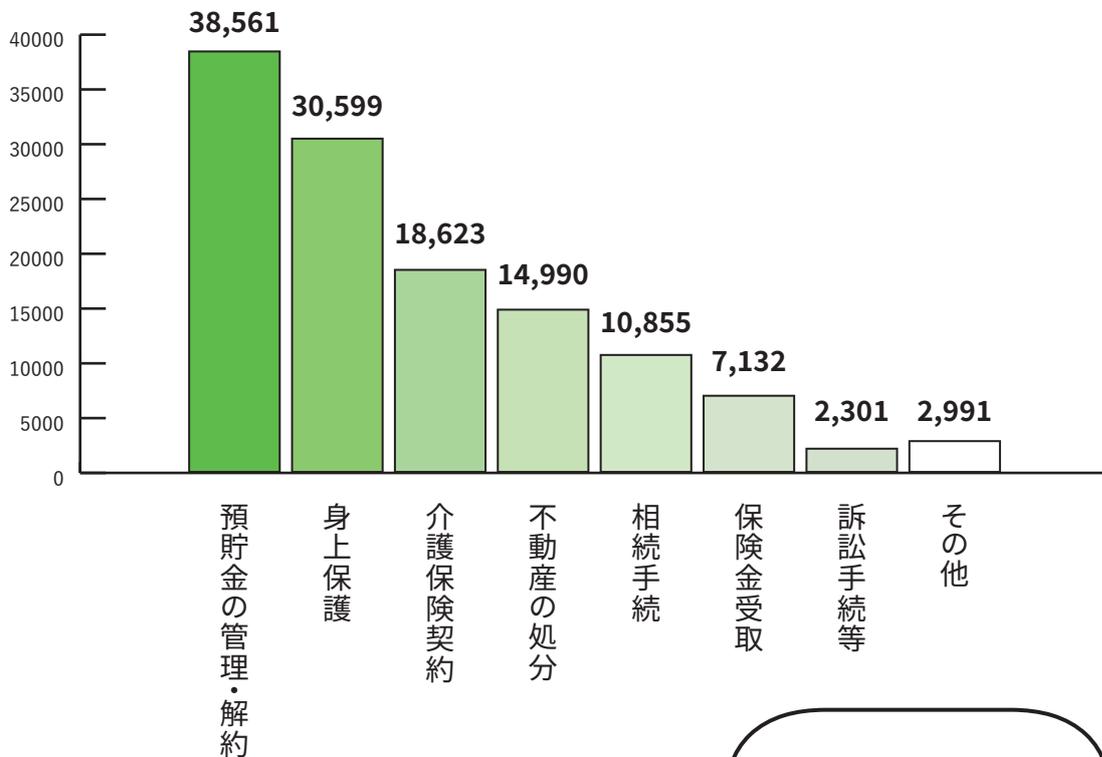
◆後見開始の原因別割合(令和6年、全国の数値)

出典: 成年後見関係事件の概況(最高裁判所事務総局家庭局)



◆申立ての動機別件数(令和6年、全国の数値)

出典: 成年後見関係事件の概況(最高裁判所事務総局家庭局)



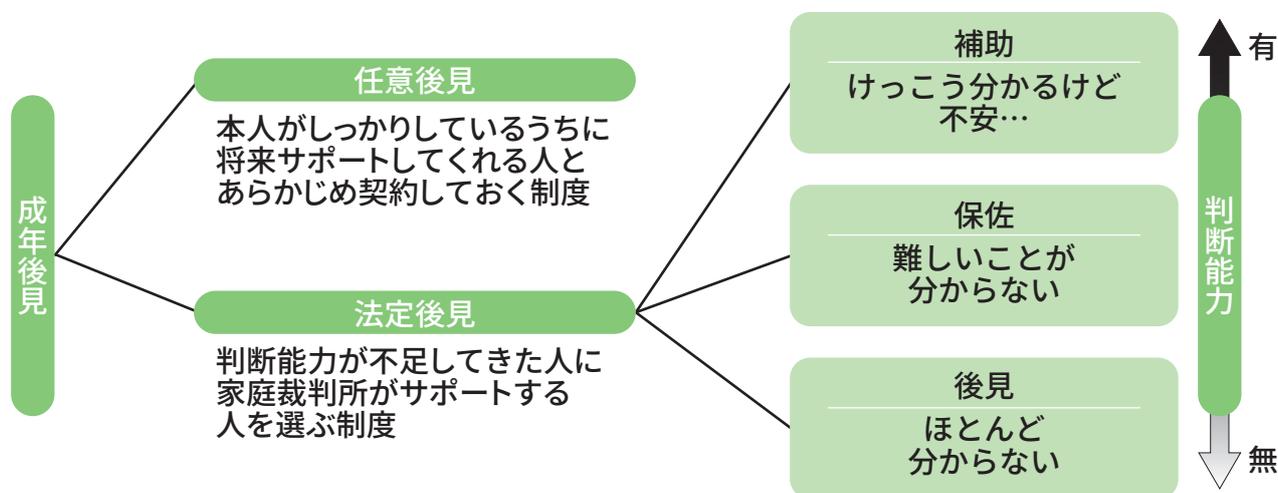
理由は認知症が多いんだね
超高齢社会で、もっと利用者が
増えるね



(4) 任意後見制度と法定後見制度

成年後見制度には大きく分けて2つの制度、利用方法があります。

現在、多く利用されているのは「法定後見制度」ですが、「任意後見制度」も徐々に普及し、利用者は増加傾向にあります。



●任意後見制度とは

将来、自分自身の判断能力が低下した場合に備え、判断能力がしっかりとしているときに、本人が自ら、後見人となってサポートしてくれる人を選び、その人と契約しておく制度です。実際に本人の判断能力が低下した時点で、あらかじめ契約しておいた人が本人の任意後見人となり、契約に沿って保護・支援を行います(支援内容は19ページ～)。

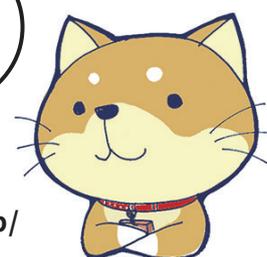
なお、本人の判断能力が衰えないまま亡くなった場合、契約は終了となります。

契約を結ぶためには公正証書が必要となります。(公正役場の手数料・印紙代・登記委託料・書留郵便料・正本謄本の作成手数料等)

本人の判断能力が低下してきたら、裁判所が選任した後見監督人のもとで、任意後見人として職務を行うようになります。また、任意後見監督人が、任意後見人の活動内容をチェックします。



将来は
自分が信頼している人に
任せられるんだ



■厚生労働省 成年後見はやわかり 「任意後見」

https://guardianship.mhlw.go.jp/personal/type/optional_guardianship/

●法定後見制度とは

判断能力が低下し、契約等の法律行為ができなくなるなど本人の生活に支障が出た場合、本人や親族などが家庭裁判所に申立てることによって、利用できる制度です。

裁判所は、本人の判断能力の程度に応じて、成年後見人等(補助人・保佐人・成年後見人)を選任し、選任された成年後見人等が、本人の利益を考えながら保護・支援を行います(詳細は19ページ～)。

●対象者：認知症・知的障がい・精神障がいなどがあり、判断能力の低下が認められる人。

●目的：本人が、その人らしく安心して生活できるように保護し、支援します。

●支援方法：法的に権限が与えられた法定代理人(成年後見人等)が、本人の気持ちを大切に身上保護(監護)、財産管理などを行います。

	補助	保佐	後見
対象となる人	判断能力が不十分な方 〈例えば…〉 =日常的な買い物は問題なくできるが、高額な買い物は不安	判断能力が著しく不十分な方 〈例えば…〉 =日常的な買い物は問題なくできるが、高額な買い物にはサポートが必要	判断能力がほとんどない方 〈例えば…〉 =日常的な買い物も難しい
成年後見人等が同意または取り消すことができる行為	申立てにより裁判所が定める行為(※1) ✓ 別途申立て・本人の同意が必要	民法13条1項記載の行為(※2)の他、申立てにより裁判所が定める行為 ✓ 同意権が自動的に付与される	原則全ての法律行為(日常生活に関する行為以外の行為) ✓ 取消権が自動的に付与される
成年後見人等が代理することができる行為	申立てにより裁判所が定める行為(※1) ✓ 別途申立て・本人の同意が必要	申立てにより裁判所が定める行為(※1) ✓ 別途申立て・本人の同意が必要	原則として全ての法律行為(生活の組み立てや財産管理に関する全ての法律行為) ✓ 代理権が自動的に付与される

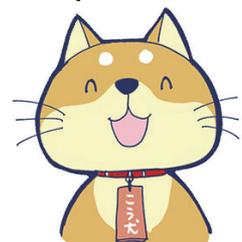
※1 裁判所が定める行為とは

民法13条1項記載の行為の一部に限ります。

※2 民法13条1項記載の行為とは

1. 土地・建物を貸したり返してもらったりすること、お金を貸すこと、預貯金を払い戻すこと
2. お金を借りること、保証をすること
3. 土地・建物や高価な財産の売買や贈与をすること、担保権を設定すること
4. 訴訟を提起すること、取り下げること
5. 贈与、和解または仲裁合意をすること
6. 相続の承認や放棄をすること、遺産分割をすること
7. 贈与や遺贈を拒否すること、負担付の贈与や遺贈を受けること
8. 新築、改築、増築または大きな修繕の契約をすること
9. 5年以上の土地の賃貸借契約、3年以上の建物の賃貸借契約、6か月以上の動産の賃貸借契約などを締結すること

本人の判断能力に応じた支援が受けられるんだね



2 成年後見人等の仕事

(1) 成年後見人等による支援

成年後見制度の利用者は、成年後見人等によって次の支援を受けることができます。

支援内容は大きく分けて2つ、「身上保護(監護)」と「財産管理」があります。

① 身上保護(監護)

身の回りのことを自分で決めるのが難しくなった人の住まい・医療・介護・食事・余暇・買い物など、さまざまなことに関する選択と決定をサポート(事柄によっては本人の代わりに決定)したり、本人がその人らしく暮らすために必要な手続きなどをするを「身上保護(監護)」といいます。

② 財産管理

本人の預貯金や不動産などを安全に管理し、利用または処分するなど、本人に代わって行うことを「財産管理」といいます。

成年後見人等の財産管理の目的は、本人の心身の状態や生活の状況に配慮しながら、本人の生活を守ることであり、本人の意思を尊重し、本人の安定した生活の確保と、より確かな療養看護の維持をしていくことにあります。

※実際の支援は「身上保護(監護)」と「財産管理」を一体的に行います。

施設入所に関する契約を、親族が本人に代わって行っていることは、大丈夫なのかな...?

しっかり考えないとね
成年後見人等が行うことは、
次に書いてあるよ



(2) 成年後見人等が行うことの例

定期的な
訪問や見守り



- 本人との面会、コミュニケーション
- 生活状況の把握と確認
- 本人の家族、福祉・医療関係者からの情報収集、連携
- 支援のキーパーソンとの打合せ、情報交換、連携
- 本人の今後の生活を検討する関係者会議への参加
- 本人の気持ちや要望の代弁 など

ヘルパー



サービス利用の手続き

- ホームヘルパーなどの福祉サービスに関する情報収集
- 福祉サービス利用の選択をサポート
- ケアマネジャーや相談支援事業所との契約
- 福祉サービスの利用状況の把握と確認、
ケアプランやサービスの個別支援計画の確認
- 福祉サービスを利用するための施設や事業所との契約
- サービスの不履行がないか、虐待等の被害にあっていないか等の確認
- バリアフリー工事などの契約 など



入院、施設入所などの手続き

- 病院受診や入退院の手続き
- 病状や受診結果の把握、治療方針・治療方法の確認
- 病衣やタオルのレンタル契約 など



通帳の保管や支払いの手続き

- 公共料金、福祉サービス利用料、医療費・入院費などの支払い、振り込み
- 年金の振込手続き・受け取り
- 高額療養費・高額介護サービス費などの還付金の手続き・受け取り
- 入院保険などの保険金の受取手続き
- 家賃収入や個人年金保険の年金受け取り
- 自動引落しの契約、手続き
- 銀行から現金の引き出し、本人への引き渡し
- 施設や買い物を頼むヘルパーへお金を預ける など



書類の確認と手続き

- 役所や銀行、年金事務所などから届くさまざまな書類の確認
- 介護保険や健康保険などの手続き
- 要介護認定や福祉サービス利用の手続き、障害者手帳取得の手続き
- 通帳、定期預金証書、印鑑、保険証書、年金手帳などの保管
- 請求書、領収証、振り込み控えなどの保管
- 固定資産税の納付、所得税や住民税の申告・納付・非課税の申告
- 賃貸借契約や更新、管理会社とのやりとり など



不利益な契約の取り消し

- 本人が行った法律行為を不利益なものと判断した際の取り消し
※日常生活に関する行為は、取り消しすることができません。
- <日常生活に関する行為:例>**
日常の食品や衣料品・家庭雑貨等の購入、通常の医療費・薬品代の支払い、電車・バス・タクシー等の利用料の支払い、若干の娯楽への支払い
- <日常生活に関する行為とは言えないこと:例>**
高額な物品の購入行為、クレジットカード会員の加入行為 など



亡くなった後の相談・引き継ぎ

- 病院や施設等への支払いや精算
- 相続人への財産引き渡し
- 相続人がいない場合は、相続財産管理人選任の手続きと財産の引き渡し
- 本人に身寄りがいない場合は、家庭裁判所の許可をもらい、火葬や埋葬の手続き(成年後見のみが対象) など

(3) 成年後見人等の職務に含まれていないことの例

- 【医療同意】 手術、注射などの医療行為に同意すること
- 【身元引受・連帯保証】 身元引受人や連帯保証人になること
- 【身分上の行為】 結婚、離婚、遺言などを本人に代わって行うこと
- 【介護や家事】 食事、入浴、着替えなどの介助や、炊事・洗濯・掃除などを行うこと
- 【居所の指定】 本人の住む場所を指定すること

3 法定後見制度を利用するには

(1) 利用するためには、家庭裁判所への申立てが必要です

申立てができるのは、法律で定められている次に挙げる人に限られています。

- 本人(補助や保佐の申立ての場合が多い)
- 配偶者
- 4親等以内の親族(本人の親・子・孫・ひ孫・祖父母・兄弟姉妹・おじ・おば・いとこ・甥・姪など)
- 市長や町長(本人に親族がない場合や、いても協力が得られない・申立ての行為ができる人がいない場合など)

〈その他〉

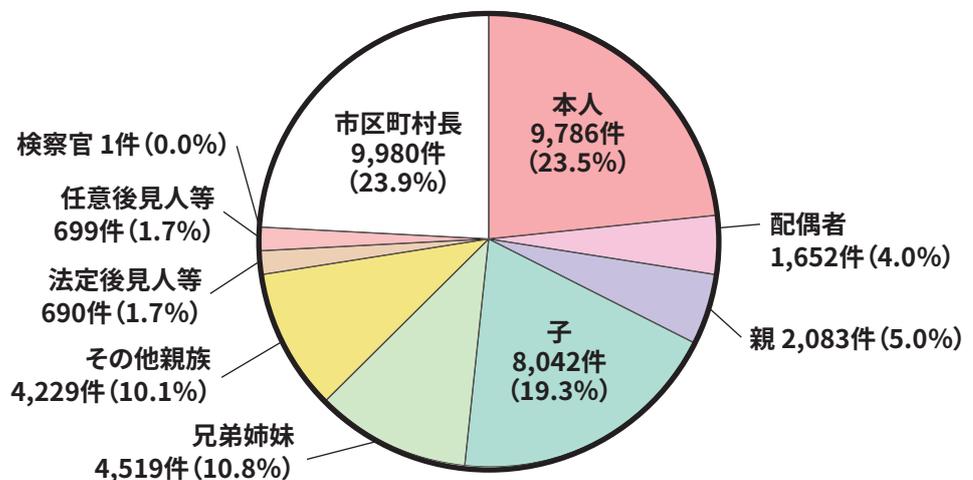
- ・未成年後見人、未成年後見監督人
- ・補助人、補助監督人、保佐人、保佐監督人、成年後見人、成年後見監督人(既に法定後見制度を受けている人の類型変更の場合)
- ・任意後見人受任者、任意後見人、任意後見監督人(任意後見契約締結後または発効後に、任意後見よりも法定後見の方が本人の利益を守ることが適当と判断された場合)
- ・検察官(前例はほとんどない)

(2) 誰が申立てをしているのか?

下記のグラフは、令和6年に家庭裁判所管内で成年後見を開始した41,681件について、申立人と本人との関係を表したものです。

近年、身寄りのない人や親族の支援を受けられない人が増えており、全国的に、市区町村長の申立件数は増加傾向にあります。支援を必要とする人が成年後見制度を適切に利用できるよう、県内市町は、より積極的に市町長申立てを行う必要があります。

◆申立人と本人との関係
(令和6年、全国の数値)



1人暮らしの高齢者も
利用できる!!
それっていいね、
安心だね



出典:成年後見関係事件の概況(最高裁判所事務総局家庭局)

(3) 成年後見人等に選任されるのはどのような人か？

成年後見人等に選任される人は大きく分けて、4つのパターンがあります。

■親族後見人：配偶者、親、子、兄弟姉妹、その他の親族

<特徴>

- ・本人の性格、状況等をよく理解している。
- ・本人と接する時間が長く、本人の希望をかなえることができる。
- ・病院の受診などがスムーズにできる。
- ・介護方法・金銭面・相続などで、親族同士のトラブルが起こることがある。



本人にとって身近な支援者

■市民後見人：弁護士や司法書士などの資格は持たないものの、社会貢献への意欲や倫理感が高く、成年後見制度に関する一定の知識・態度を身に付けた一般市民

<特徴>

- ・本人と同じ地域で生活し、一般市民としての目線を生かした支援ができる。
- ・定期的な訪問・見守りにより、きめ細かな身上保護を行うことができる。
- ・専門知識が十分ではなくても、社会福祉協議会等の支援・指導のもと職務を行うので適切に活動できる。



専門的な講座を受けた市民

■専門職後見人：弁護士・司法書士・社会福祉士等、国家資格を持った専門家

<特徴>

- ・本人の財産等の調査が困難な場合に対応できる。
- ・本人が複雑な財産を保有し、財産管理が難しい場合に対応できる。
- ・本人が訴訟など法的な問題を抱えている場合に対応できる。
- ・本人とのコミュニケーションが取りにくい場合や、福祉的課題が多い場合にも対応できる。



福祉や法律の専門家
(弁護士、司法書士、社会福祉士など)

■法人後見：社会福祉協議会・福祉関係の公益法人・社会福祉法人のほか、成年後見等の事務を行うことを目的として設立される公益法人・NPO法人等

個人ではなく、例えば福祉の事務に関して専門的な知識・能力・体制などを備えた法人が成年後見人等として選任され支援を行います。

<特徴>

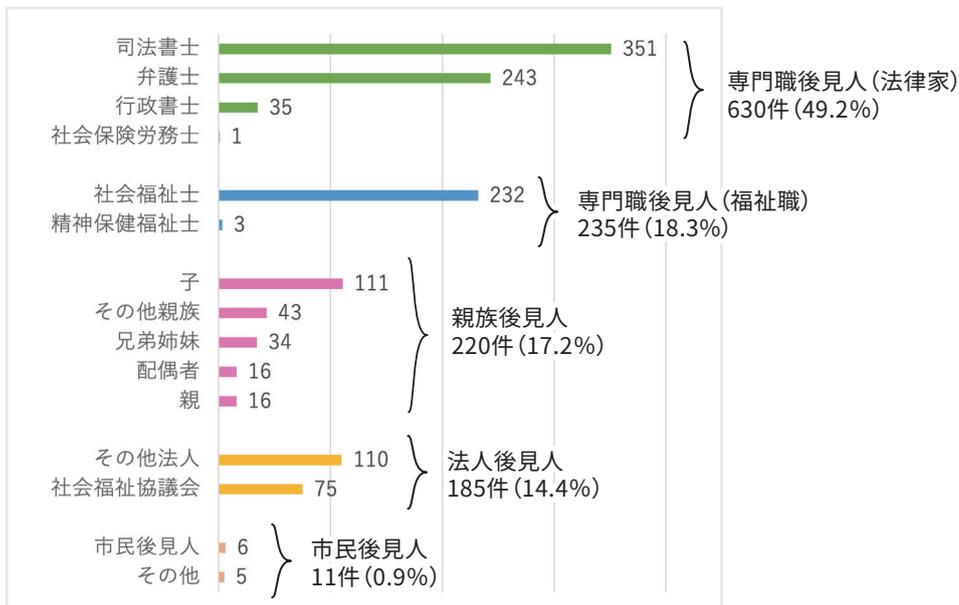
- ・法人に所属する人たちの知識や情報を活用し、幅広いニーズに適切に対応することができる。
- ・法人は安定した長期の支援ができる。

■成年後見人等に選任されている人の現状

成年後見人等になるための資格は特に定められていないので、欠格事由がなければ、誰でも成年後見等になることができます。

◆成年後見人等と本人の関係別件数(令和6年、静岡県の数値)

出典：静岡家庭裁判所



(4) 申立ての手続き

原則として、制度を利用する本人の「住所地」を管轄する家庭裁判所に申立てをします。

※「住所地」とは、生活の本拠を言いますが、特別養護老人ホーム等に入所している場合や、長く入院している場合は、「住民票に記載の住所」に限らず、入所先や入院先を管轄する家庭裁判所に申立てる場合もあります。

●申立てに必要なもの

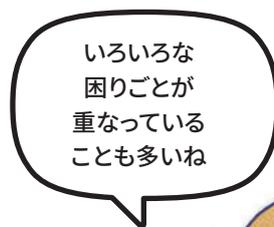
申立てに必要なものは、下記の書類(家庭裁判所によって必要書類が若干違いますので、申立てを行う家庭裁判所で確認しましょう)と費用(収入印紙、郵便切手など)、印鑑(申立書に使用したもの)となります。

※静岡家庭裁判所のホームページ(<http://www.courts.go.jp/shizuoka/>) [「裁判手続を利用する方へ」>「後見ガイド」>「申立て書式セット」]にも書式などが記載されています。

〈後見人等開始手続きの申立てに必要な主な書類〉

- ① 申立書及び申立事情説明書 等
- ② 本人情報シート
- ③ 診断書等(成年後見用)
- ④ 戸籍謄本(本人)
- ⑤ 住民票(世帯全員分、省略のないもの)
- ⑥ 登記されていないことの証明書(成年後見に関すること)

★保佐、補助の申立てを行う場合には、上記に追加して本人の同意書などが必要です。



(5) 成年後見制度等の本人情報シート

本人情報シートは、普段のご本人の様子をより把握するためのシートです。このシートにより医師は診察だけでは読み取ることができない、普段の様子を把握することができます。ご本人を日常的に支援し、状態を詳細に把握している福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。

一部 抜粋

本人情報シート（成年後見制度用）

※ この書面は、本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに、家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。
 ※ この書面は、本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。
 ※ 本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には、医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

<p>本人</p> <p>氏 名 : _____</p> <p>生年月日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日</p>	<p>作成者</p> <p>氏 名 : _____ 印</p> <p>職業(資格) : _____</p> <p>連絡先 : _____</p> <p>本人との関係 : _____</p>
---	---

1 本人の生活場所について

自宅（自宅での福祉サービスの利用 あり なし）

施設・病院

→ 施設・病院の名称 _____

住所 _____

2 福祉に関する認定の有無等について

介護認定（認定日：_____ 年 _____ 月）

要支援（1・2） 要介護（1・2・3・4・5）

非該当

障害支援区分（認定日：_____ 年 _____ 月）

区分（1・2・3・4・5・6） 非該当

療育手帳・愛の手帳など（手帳の名称 _____）（判定 _____）

精神障害者保健福祉手帳（1・2・3 級）

3 本人の日常・社会生活の状況について

(1) 身体機能・生活機能について

支援の必要はない 一部について支援が必要 全面的に支援が必要
 （今後、支援等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は、その内容等）

(2) 認知機能について

日によって変動することがあるか： あり なし

（※ ありの場合は、良い状態を念頭に以下のアからエまでチェックしてください。

エの項目は裏面にあります。）

ア 日常的な行為に関する意思の伝達について

意思を他者に伝達できる 伝達できない場合がある

ほとんど伝達できない できない

イ 日常的な行為に関する理解について

理解できる 理解できない場合がある

ほとんど理解できない 理解できない

ウ 日常的な行為に関する短期的な記憶について

記憶できる 記憶していない場合がある

ほとんど記憶できない 記憶できない

■本人情報シートの手引き

https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/kazi_09_02/index.html

(6) 法定後見制度に関する費用の目安

① 成年後見人等を就けるまで

項目	支払う人	金額の目安	支払う時期
診断書代、 戸籍等取得費用など	申立人	数千円程度 (ケースによりさまざまです)	申立て準備中
家庭裁判所 申立手数料など	申立人 ※1	1万円程度 (成年後見、保佐、補助で異なります)	申立て時
鑑定料 (鑑定を行う場合)	申立人 ※1	5～10万円程度 (ケースによりさまざまです)	家庭裁判所が鑑定を必要とした場合、申立て後に納めることが多い

上記の費用は、市町から成年後見制度利用支援事業による助成を受けられる場合があります。(財産・収入要件があります。また、本人・親族が申立てる場合は、助成対象外の市町もあります。)

※1原則は申立人負担ですが、制度を利用する本人の負担とする旨の申出をすることができます。

② 申立手続きを専門職(弁護士、司法書士など)に依頼した場合

項目	支払う人	金額の目安	支払う時期
弁護士、司法書士など に支払う費用	申立人 ※1	10万円以上の場合が多い (財産の額や事務所によって異なります)	事務所によって 異なります。 (着金が必要な場合もあります)

③ 成年後見人等が就いてから

項目	支払う人	金額の目安	支払う時期
後見報酬	家庭裁判所が決定した金額を本人の財産から支出	本人の財産状況などを考慮して、家庭裁判所が決定します。 ※本人の預貯金などから支払いが可能な場合は、目安として月額2万円程度 ※成年後見人等が行う業務の内容によっては、付加報酬が追加される場合があります。 (例:遺産分割協議や不動産の処分など)	基本的に1年分をまとめて1年後に後払い。 成年後見人等が手続きを行います。
後見事務費 (活動に必要な交通費、切手代など)	本人の財産から支出	さまざま	その都度、精算します。

●後見報酬も、成年後見制度利用支援事業による助成を受けられる場合があります。(財産・収入要件があります。また、本人・親族が申立てた場合は助成対象外の市町もあります。)

●経済的に余裕のない場合には、法テラスの立替制度を利用できる場合があります。

(7) 相談窓口

① 中核機関

中核機関は、専門職団体や地域連携ネットワークを通じて成年後見制度の利用を支援する機関（窓口）です。また、専門職による専門的助言等の支援を確保する役割があります。

② 市役所・町役場

高齢者・障がい者の福祉に関する業務を担当しています。

③ 社会福祉協議会

市町に設置された公的な地域福祉活動を推進する機関。「成年後見センター」「権利擁護センター」などの名称の窓口を設置しているところもあります。

④ 地域包括支援センター

高齢者の暮らしや介護を総合的にサポートする公的機関。市町に設置され、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーなどの専門職が在籍しています。

⑤ 基幹相談支援センター

障がいを持つ方が自立した地域生活を送れるようにサポートする、市町から委託された公的機関。相談支援専門員などが在籍しています。

⑥ 静岡県弁護士会「高齢者・障害者総合支援センター」

弁護士によって設立された弁護士法に基づく法定団体。（静岡支部：TEL 054-252-0008）

⑦ 成年後見センター・リーガルサポート静岡支部

司法書士によって設立された、高齢者、障がい者等の権利の擁護および福祉の増進に寄与する公益社団法人。（静岡支部：TEL 054-289-3999）

⑧ 静岡県社会福祉士会権利擁護センター「ぱあとなあ静岡」

静岡県社会福祉士会が運営する成年後見制度利用の支援団体。（事務局：TEL 054-252-9877）

⑨ 法テラス（日本司法支援センター）

法的トラブルで困ったときの公的な総合案内機関。（法テラス静岡：TEL 050-3383-5400）

■別紙「相談窓口一覧」も参考にしてください。

（福）静岡県社会福祉協議会のホームページにも掲載しています。

（www.shizuoka-wel.jp/money/guardian/）

〔「福祉制度を利用したい・相談をしたい」>「成年後見制度」>「相談窓口一覧」〕

無料相談会やセミナーを
開催しているところもあるよ



4 安心して利用するために

本人や家族が安心して成年後見制度を利用できるよう、成年後見人等は、家庭裁判所の指導監督のもとで、本人のために必要な支援を行います。

(1) 定期的な報告

家庭裁判所は、必要に応じて成年後見人等に後見等事務の状況の報告を求めており、この報告により、成年後見人等が適切に事務を行っているか確認します。

成年後見人等は一般的には1年に1回、決められた時期に報告するよう求められています。

成年後見人等は、本人の財産を適切に管理する義務を負っていますので、本人の財産を不適切に管理した場合には、成年後見人等を解任されたり、損害賠償請求を受けるなどの民事責任を問われたり、業務上横領などの罪で刑事責任を問われたりする場合があります。

(2) 後見監督人等の選任

予定されている後見等事務が複雑・困難である場合には、家庭裁判所は、成年後見人等の事務をサポートするため、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職などを後見監督人等に選任することがあります。

(3) 後見支援預貯金

① 後見支援預貯金とは

本人の財産のうち日常的な支払いをするために必要十分な金銭は成年後見人が管理し、その他の通常使用しない金銭を「後見支援預貯金」として別口座で管理する仕組みです。後見支援預貯金の口座からの出金・預入れには、家庭裁判所の「指示書」が必要となります。

静岡県内では、平成29年から12の信用金庫で、全国で初めて取り扱いを始めました。その後、銀行でも取り扱いを始めるなど、取組は広がっています。

② 利用対象者

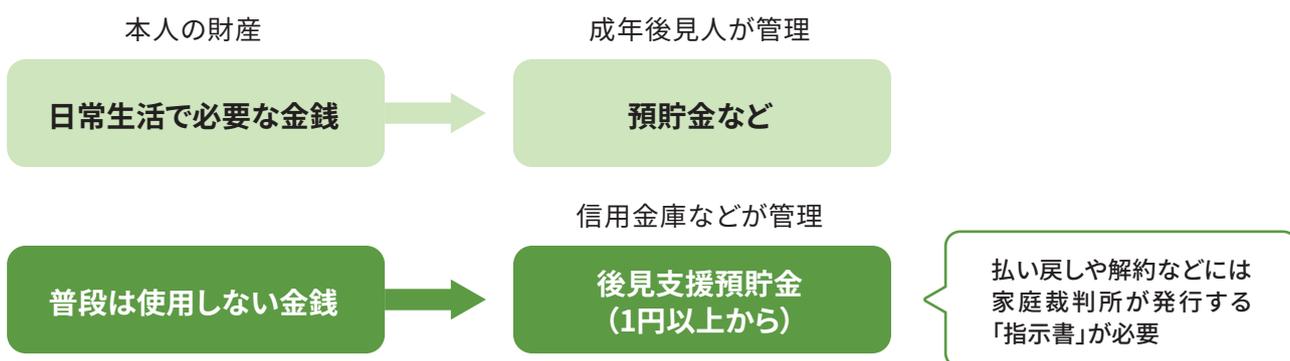
家庭裁判所が「後見支援預貯金」の新規契約に係る「指示書」を交付した者。

③ 後見支援預貯金の特徴

普通預金のみとし、商品特性としてキャッシュカードは発行されません。

最低預入単位の制限はありません。

◆後見支援預貯金の仕組み(イメージ図)



(4) 後見制度支援信託

① 後見制度支援信託とは

本人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭は預貯金などとして成年後見人が管理し、その他の通常使用しない金銭を信託銀行などに信託する仕組みです。

財産を信託する信託銀行などや信託財産の額は、原則として成年後見人が本人に代わって決め、家庭裁判所の指示を受けて信託銀行などとの間で信託契約をします。

② 後見制度支援信託の対象となる財産

原則として金銭に限られます。不動産・動産を売却することは想定されていません。株式、金融商品は個別の事案ごとに売却・換金が検討されます。

③ 後見制度支援信託を利用した場合の金銭管理は？

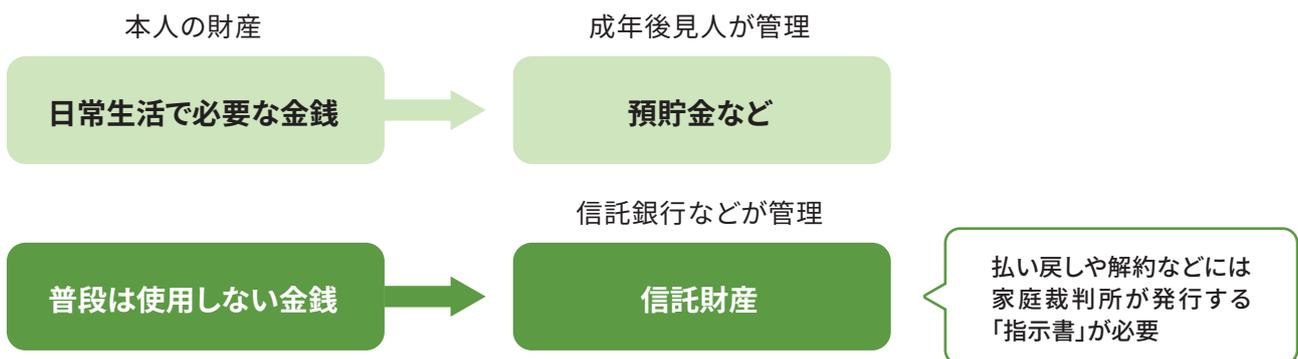
成年後見人は年金の受け取り、施設への支払いなど、日常生活の金銭管理を行い、信託した金銭は信託銀行などが管理します。収入より支出が多くなった場合は、家庭裁判所が発行する「指示書」により、信託銀行などから必要な分だけ送金することができます。

④ 多額の支出が必要になった場合、逆に多額の収入があった場合

多額の支出が必要になった場合は、成年後見人が家庭裁判所に必要な金額とその理由を記載した報告書を提出します。家庭裁判所から指示書が発行されたら、それを信託銀行などに提出し、払い戻しを行います。

多額の収入がある場合も同様に、成年後見人が家庭裁判所に報告書を提出し、家庭裁判所から追加信託の指示書が発行されたら、それを信託銀行などに提出し、追加の信託を行います。

◆ 後見制度支援信託の仕組み (イメージ図)



後見支援預貯金、後見制度支援信託は成年後見と未成年後見において利用することができます。
補助、保佐および任意後見では利用できません。

第3章

事例



事例

事例をもとに、どんな困りごとがあり、どのような経緯をたどって成年後見制度の申立てが行われ、どのような人が成年後見人等になったか、そしてその結果、対象者の生活状況がどのように向上したかを検証していきましょう。

事例目次

- 【法定後見】 【後見】 ①通帳の紛失と被害的な感情 32
 - ②施設との入所契約ができず途方に暮れる高齢者夫婦 33
 - ③長期入院からの施設入所が可能に!! 34
- 【保佐】 ④自分1人ではお金の出し入れが不安 35
 - ⑤悪質商法に次々と狙われる1人暮らしの高齢者 36
 - ⑥初めての1人暮らし…でも手伝ってもらって大丈夫! 37
 - ⑦グループホームからアパートへ! 自らの可能性を広げた女性 38
- 【補助】 ⑧公共料金の支払いなど金銭管理がうまくできず、不安!! 39
 - ⑨制度利用で精神症状も安定、家族も笑顔に! 40
- 【任意後見】 ⑩任意後見制度を利用して、将来の不安を解消しよう! 41

困りごと、心配ごと別目次



暮らしのサービスが
うまく使えない
(ケース③、④、⑦、⑧)



お金のやりくりが
できない
(ケース①、②、④、⑤、⑧、⑨)



書類の手続きに
困っている
(ケース③)



悪い人に
だまされたらどうしよう
(ケース⑥⑨)



将来が不安
(ケース⑩)

いろいろな
困りごとが
重なっている
ことも多いね



①通帳の紛失と被害的な感情

支援対象者の概要	<ul style="list-style-type: none"> ●性別：女性 ●年齢：70歳代 ●障がい等：認知症
支援対象者の状況	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅状況：持家 ●親族状況：1人暮らし



1【困りごと】通帳の紛失と被害的な感情

Aさんは、ホームヘルプサービスなどを受けながら自宅で生活していましたが、認知症の進行によって、たびたび通帳を紛失するようになりました。また、被害的な感情も強くなり、通帳が見当たらないと「ヘルパーが通帳を持って行った」と警察に何度も電話を掛けたり、「もう、ヘルパーには来てほしくない」と言うようになりました。

2【相談】

ヘルパーから連絡を受けたケアマネジャーは、地域包括支援センターに相談しました。地域包括支援センターは、連絡先になっている県外にいる息子に連絡しましたが、「警察からたびたび連絡が入って困っている。仕事にも支障が出ており、できれば関わりたくないのでもちらでお願いします」という返事でした。

3【検討・連携】

地域包括支援センターは、内部で検討し法定後見制度の利用が適切と考えて市役所の担当課につなぎました。申立権のある2親等の子がいますが申立てをしてもらうのは困難なこと、他に親族はいないことから「本人の福祉を図るために特に必要がある」と判断されました。医師の診断書（後見相当）を入手後、市長申立てを行うことになりました。

4【結果（解決）】

市役所の担当課は、市長申立てにあたり、成年後見人の候補者推薦について専門職団体に相談しました。本人との信頼関係を構築することや介護サービス継続などの課題があるため、社会福祉士が候補者として推薦されました。その後、家庭裁判所の審判によって選任された成年後見人（社会福祉士）は、ケアマネジャーやヘルパーなどと連携しながら、本人との面談を重ねて信頼関係を築いていきました。そして、本人は、通帳のことを気にすることが少なくなり、通所介護サービスも利用するようになりました。

ポイント

◆相談の経路：ヘルパー ⇒ ケアマネジャー（介護支援専門員）
⇒地域包括支援センター ⇒ 市役所

◆申立人：市長

◆後見人等の類型：後見

◆その他：本人の被害的な感情への対応、地域包括支援センターと市役所のスムーズな連携、ケアマネジャーやヘルパーなどとのチーム支援



②施設との入所契約ができず途方に暮れる高齢者夫婦

支援対象者の概要	●性別：女性 ●年齢：80 歳代 ●障がい等：認知症
支援対象者の状況	●住宅状況：持家 ●親族状況：夫と暮らしている (高齢者世帯)



1【困りごと】在宅介護の限界！ でも施設入所の手続きの方法が分からない

Bさんは、認知症と診断されており、要介護認定を受けています。夫(90歳代)は、在宅で介護サービスを利用しながら妻を介護していました。しかし、夫は高齢で持病もあるため、自宅で介護を継続することが困難になってきました。そこで1つの選択肢として、妻の施設サービスの利用を検討しました。「本人と施設との契約はどうすれば良いのか?」「自分(夫)が死亡した場合、妻のことを頼める身内がないがどうすれば良いのか?」と悩み、ケアマネジャーに相談しました。

2【相談】

相談を受けたケアマネジャーは、夫と一緒に地域包括支援センターを訪ね相談し、法定後見制度について説明を受けました。その後、何度か説明を受けて司法書士に相談し申立て支援をしてもらい、夫が成年後見制度(後見類型)の申立てを行いました。その際、妻の成年後見人候補者を第三者とすることにしました。

3【検討・連携】

家庭裁判所から第三者の成年後見人が選任されました。成年後見人は、本人(妻)の意思や夫の要望などを聞きながらこれからの暮らしの方向性を話し合い、妻が施設へ入所することを決定しました。そして、本人、夫、成年後見人で、紹介を受けた施設へ見学に行きました。本人、夫は見学した施設を気に入りました。

4【結果(解決)】

本人・夫同席の上、成年後見人が施設と契約し、施設入所となりました。入所後は、成年後見人と夫の定期的な訪問を受け、本人も落ち着いて生活できています。

施設で開催される担当者会議に、成年後見人は夫と一緒に参加しています。夫は本人の入所後の近況や施設で受けているサービスを知ることができて安心しています。

ポイント



- ◆相談の経路：夫 ⇒ ケアマネジャー(介護支援専門員) ⇒ 地域包括支援センター
- ◆申立人：夫
- ◆後見人等の類型：後見

③長期入院からの施設入所が可能に!!

<p>支援対象者の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●性別：男性 ●年齢：60歳代 ●障がい等：統合失調症
<p>支援対象者の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅状況：精神科病院に20年以上の長期入院中、自宅なし ●親族状況：遠方に親戚あり



1【困りごと】長期入院から退院し、施設へ入所したい！ でも手続きを手伝ってくれる人がいない

Cさんは20年以上の長期入院中。両親が亡くなってからは面会に来る人もいなくなり、本人の通帳を病院が管理するしかない状況です。「私がここの社長でみんなの給料を払っている」など妄想的な発言はありますが、症状としては落ち着いています。病院としては退院が可能な状態と考えていますが、退院後の入所先が決まらず入院が継続されています。

2【相談】

病院の医療ソーシャルワーカーと相談を重ね、職員が市役所、地域包括支援センターに相談。介護保険の申請を行いました。

要介護認定を受けたため、介護保険施設を退院先の候補として、Cさんと病院の職員がいくつかの施設を見学。そのうちの1か所を本人が気に入り、「ここに入りたい」と強く希望しました。入所に向け相談をしましたが、入所のための手続きをしてくれる人がいない状態では入所申込みができないとの返答でした。

3【検討・連携】

病院職員と市職員、地域包括支援センター職員等で今後の対応を検討。介護保険サービス利用のため、法定後見制度の利用について提案があり、申立てすることとなりました。

申立てをできる親族がいなかったため市職員と相談し、市長申立てを行いました。数か月後に成年後見人が選任され、成年後見人がCさんのもとを訪れ、今後の生活の希望について話し合いを行いました。

4【結果(解決)】

Cさんは見学した施設への入所を希望し、成年後見人が入所に必要な手続きを進めると約束してくれました。Cさんは成年後見人と共に再度施設を訪れ、入所に必要な手続きを行うことができました。施設の判定会が通り、現在は入所の順番待ちをしています。

ポイント



- ◆相談の経路：病院職員 ⇒ 市役所・地域包括支援センター
- ◆申立人：市長
- ◆後見人等の類型：後見

④自分1人ではお金の出し入れが不安

支援対象者の概要	<ul style="list-style-type: none"> ●性別:女性 ●年齢:90歳代 ●障がい等:軽度認知症、強度の難聴
支援対象者の状況	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅状況:8年前よりケアハウスに入所中 ●親族状況:家族とは昔離別、近隣に高齢の兄弟姉妹がいる



1【困りごと】銀行との取引が難しい

Dさんは県外で1人暮らしをしていましたが、高齢になり近くに身寄りがないため、生まれ故郷に戻りケアハウスに入所しました。Dさんは難聴でコミュニケーションを取ることが難しい状態でしたが、日常生活は何とか自立していました。年金とこれまでの蓄えで、現在の生活をするには十分です。しかし、近年軽度の認知症などにより、お金の管理も心配になってきました。特に銀行での入出金時、銀行員の説明をしっかりと理解できず、大金を持ち歩くなどの行動をするようになってきました。

2【相談】

施設職員が本人の了解をとり現状を近隣の親族に説明し、今後のことを相談しましたが、兄弟姉妹は高齢で支援はできず、甥・姪も支援が難しく、特にお金の管理はできたら避けたいとの話がありました。そこで、法定後見制度について本人・親族に説明し検討の結果、親族(甥)が申立てをすることになりました。

3【検討・連携】

親族に申立手続きを依頼しましたが、申立人が高齢で書類の準備がなかなか進みませんでした。そのため施設職員が書類を確認し、社会福祉協議会と連携して必要なアドバイスを行い、本人状況については、施設職員が情報提供を行い、申立書類を申立人と一緒に準備し、申立てを行いました。

4【結果(解決)】

申立て後、家庭裁判所の審判があり法定後見制度の利用が始まりました。これまでと違って、お金の管理や受診時の支援を保佐人が行うようになり、本人も安心した様子です。

また、本人・親族・保佐人がお互いに情報交換を行い、本人の今後についてじっくり考え、施設からの情報も加味し、現在本人の望む方向に進んでいます。本人からは相談できる人が増え嬉しいとの話がありました。

ポイント



- ◆相談の経路:本人 ⇒ 施設職員 ⇒ 親族 ⇒ 社会福祉協議会・地域包括支援センター
- ◆申立人:親族(甥)
- ◆後見人等の類型:保佐
- ◆高齢の親族には申立書類の準備は難しい

⑤悪質商法に次々と狙われる1人暮らしの高齢者

支援対象者の概要	<ul style="list-style-type: none"> ●性別：女性 ●年齢：80歳代 ●障がい等：認知症
支援対象者の状況	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅状況：持家 ●親族状況：1人暮らし



1【困りごと】悪質商法に騙されているのでは？

Eさんは認知症と診断されており、一軒家で1人暮らしをしています。収入は、共済年金を受給しています。ある日、民生委員が本人宅を訪問したところ、使用していない羽毛布団が5組、100万円以上の高価な健康器具、ふたも開けず飲まれていないサプリなどが散乱していました。

2【相談】

民生委員は地域包括支援センターへ相談しました。地域包括支援センターの職員（社会福祉士）が本人宅へ訪問し、アセスメントを行ったところ、家の中は乱雑で使われていない多くの商品が積み上げられている等、民生委員の報告どおりでした。Eさんの判断能力は不十分でしたが、長男がいることが判明しました。

3【検討・連携】

地域包括支援センターが、他市に住んでいる長男へ連絡し、長男と一緒にEさん宅を訪問し面談をしました。面談では、Eさんの困りごとに対する解決策の1つとして、法定後見制度について説明したところ、長男が申立人となり、保佐類型で申立てを行うことになりました。併せて保佐人候補者を長男としました。

4【結果(解決)】

家庭裁判所の審判により長男が保佐人として選任されました。保佐人（長男）が、消費者センターへ相談したところ、業者との話し合いでお金が一部戻ってきました。Eさんは、保佐人である長男とこれからの暮らしについて話し合いを行い、介護サービスを利用しながら1人暮らしを継続することができました。その後、消費トラブルはありません。

ポイント



- ◆相談の経路：民生委員 ⇒ 地域包括支援センター
- ◆申立人：親族（長男）
- ◆後見人等の類型：保佐

⑥初めての1人暮らし...でも手伝ってもらって大丈夫!

支援対象者の概要	<ul style="list-style-type: none"> ●性別:男性 ●年齢:50歳代 ●障がい等:統合失調症
支援対象者の状況	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅状況:持家 ●親族状況:1人暮らし (遠方に親戚あり)



1【困りごと】突然の1人暮らし...

お金をおろすこともできない!

要介護状態の父親を母親が介護しながら3人で暮らしていましたが、母親が亡くなり、父親が高齢者施設に入所したため、Fさんは1人暮らしとなりました。これまで家事や金銭管理など、身の回りの全てを母親が行っていたので、Fさんは全てを1人でやらなければいけない状況となりました。

2【相談】

父親の入所施設への支払いが滞り、施設職員が父親のケアマネジャーに相談しました。相談を受けたケアマネジャーは地域包括支援センターや市職員と共にFさんの自宅を訪問しました。

すると家の中は散らかり、食べ終えた弁当の容器などのごみの中に施設からの書類なども埋もれている状態でした。本人に聞くと、「お金が底をついてしまったが、銀行でお金を下ろす方法も分からず困っていた」「ここ数日は食事も食べていない」とのことでした。

3【検討・連携】

地域包括支援センター職員がFさんに成年後見制度の利用を勧めると、Fさんは了承しました。本人が申立人となり、申立ての手続きを行い、保佐人が選任されました。

本人、保佐人を含め関係者が集まり、Fさんが困っていること、手伝ってもらいたいことを共有し、今後の生活について話し合いました。

4【結果(解決)】

銀行の手続きや、郵便で送られてくる手続き書類の処理、配食サービスの手配、ホームヘルパー利用のための手続き、Fさんが困っていたことを保佐人や地域包括支援センター職員、民生委員などが手伝ってくれることとなりました。Fさんはまだ不安がありながらも、総合失調症の治療を受けながら1人暮らしを続けています。なお、父親についても別途、後見人がつきました。

ポイント



- ◆相談の経路:父親の施設職員 ⇒ 父親のケアマネジャー(介護支援専門員)
⇒ 地域包括支援センター・市役所・相談支援事業所
- ◆申立人:本人
- ◆後見人等の類型:保佐

⑦グループホームからアパートへ!自らの可能性を広げた女性

支援対象者の概要	<ul style="list-style-type: none"> ●性別:女性 ●年齢:40歳代 ●障がい等:知的障がい、総合失調症
支援対象者の状況	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅状況:グループホーム ●親族状況:知的障がいの母親は別に1人暮らし ●その他:生活保護受給世帯 作業所に通所している



1【困りごと】1人暮らしを望むものの、契約手続きなどができない

Gさんは、中度の知的障がいに加えて統合失調症を持つ44歳の女性です。

自宅で母親と生活していましたが、Gさんの母親に対する暴力が頻繁になり、グループホームで生活することになりました。掃除や洗濯などは自分でできるため、アパートで1人暮らしをしたいという希望を持っています。

しかし、母親はGさんに関わりを持ちたくないため、保証人にはなってくれず、アパートを借りるための契約などが前に進みません。

2【相談】

Gさんは、グループホームの職員に1人暮らしをしたいという思いを相談しました。

1人暮らしの課題は、食事と金銭の管理、そしてアパートの契約手続きです。そのため、市職員(生活保護)などと相談し、市長申立てにより、法定後見制度を利用することにしました。

3【検討・連携】

家庭裁判所から保佐人が選任されました。

相談支援事業所の職員が中心となって、市職員(生活保護、障がい福祉)、グループホーム職員、保佐人が連携し、1人暮らしを行うための課題と解決策を重ねて話し合いました。後に、居宅介護(ホームヘルパー)の事業所、作業所の職員も加わり、より良い支援について話し合いを行いました。

4【結果(解決)】

保佐人の協力により、障害福祉サービスの契約、金銭管理、アパート契約を行うことができ、Gさんの1人暮らしが実現しました。

また、Gさんの生活は、保佐人に加えて、相談支援事業所職員、市職員(生活保護、障がい福祉)、ホームヘルパー、作業所職員、アパートの大家さんなどが連携して支えています。

ポイント



- ◆相談の経路:グループホーム職員 ⇒ 相談支援事業所職員 ⇒ 市役所(生活保護)
- ◆申立人:市長
- ◆後見人等の類型:保佐

⑧ 公共料金の支払など金銭管理がうまくできず、不安!!

支援対象者の概要	<ul style="list-style-type: none"> ●性別：男性 ●年齢：80歳代 ●障がい等：知的障がい、認知症
支援対象者の状況	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅状況：集合住宅 ●親族状況：1人暮らし



1【困りごと】判断能力の低下・金銭管理がうまくできない

Hさんは、軽度の知的障がい療育手帳を所持しています。80歳を超え最近、物忘れが始まり、主治医から認知症と診断され要介護認定を受けています。収入は、障害年金を受給しています。独身だったHさんには、頼れる身内（キーパーソンなど）はいません。現在、週1回デイサービスを利用していますが、認知症が進行し、ここ何か月かデイサービスの利用料金を滞納しています。

Hさんが利用しているデイサービスの相談員とHさんを担当していたケアマネジャーがHさんの利用料金滞納をきっかけに再アセスメントしたところ、Hさん自身が金銭に関して困っており、判断能力が不十分となっている状態と金銭管理ができない状況が確認できました。

2【相談】

ケアマネジャーは、地域包括支援センターに相談しました。本人は、軽度の知的障がいであり、地域包括支援センター職員と一緒に主治医に相談に行きました。主治医から「本人が金銭管理をすることは難しいのでは？」との話がありました。

3【検討・連携】

地域包括支援センターが、市役所の担当課につないだところ、身内がないことが判明しました。地域包括支援センターと市役所担当者が検討した結果、法テラスと連携し、本人申立てをすることになりました。

4【結果(解決)】

家庭裁判所からHさんの補助人が選任されました。補助人、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、デイサービスセンター、地域の方が協働してHさんの支援がはじまりました。

Hさんは、補助人とこれからのお金の使い道についてじっくり話し合いました。滞納していたデイサービス利用料の支払いや家賃の滞納分も支払うことができました。

ポイント



- ◆相談の経路：デイサービス相談員およびケアマネジャー（介護支援専門員）
⇒ 地域包括支援センター ⇒ 市役所 ⇒ 法テラス
- ◆申立人：本人
- ◆後見人等の類型：補助

⑨ 制度利用で精神症状も安定、家族も笑顔に!

支援対象者の概要	<ul style="list-style-type: none"> ●性別：女性 ●年齢：40歳代 ●障がい等：双極性感情障がい
支援対象者の状況	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅状況：アパート ●親族状況：夫と子供の3人暮らし



1【困りごと】そう状態で高額な買い物を繰り返し家族との関係や、本人の症状が悪化

Iさんはうつ状態のことが多く、近くに住む母親の助けも借りながらなんとか家事をこなして生活していましたが、半年に1回ほどそう状態になり、お金を借りて何百万円単位の買い物をしてしまうことを繰り返していました。そう状態のときは「自分は神の子だ」「お金はいくらでも国から振り込まれる」など誇大的となり、家族も対応に苦慮していて、離婚の話も出ていました。

2【相談】

そう状態で精神科病院に入院したとき、Iさんの夫は、病院の精神保健福祉士に今後のことを相談したところ、成年後見制度の利用を提案されました。Iさんのそう状態が落ち着いたので、精神保健福祉士は面談の際、Iさんにも成年後見制度について説明しました。Iさんは家族に迷惑をかけてしまったことを気にして、涙ながらに自分を責め落ち込んでいましたが、もうこれ以上家族に迷惑はかけたくない、と成年後見制度の利用を希望しました。

3【検討・連携】

病院の精神保健福祉士や成年後見センターの職員に手伝ってもらいながら、本人が申立人となり成年後見制度の申立てを行いました。

そう状態でお金を借りた際には取り消すことができるように同意権を付与し専門職に入ってもらい、補助人から説明されました。

4【結果(解決)】

家族に迷惑をかける心配が減り、Iさんの症状は安定するようになりました。落ち込むことも減り、そう状態の際にも、早めの対応でトラブルに至らずに済むようになりました。夫も専門職に相談ができ家族関係も改善し、休みの日には家族仲良く出かける姿が見られるようになりました。

ポイント



- ◆相談の経路：夫 ⇒ 精神科病院の精神保健福祉士 ⇒ 成年後見センター
- ◆申立人：本人
- ◆後見人等の類型：補助

⑩任意後見制度を利用して、将来の不安を解消しよう!



支援対象者の概要	●性別:女性 ●年齢:70歳代 ●障がい等:なし
支援対象者の状況	●住宅状況:持家 ●親族状況:1人暮らし
<p>1【困りごと(心配ごと)】病気になったときのこと(入院できない)、自分が死んだときのこと(葬儀をしてくれる人がいない)</p> <p>Jさんは、数年前に夫が亡くなってから一人暮らしをしています。子どもはいません。以前、健康診断で再検査が必要という項目があったので再検査しようとしたところ、検査入院のための保証人が必要だということがわかり、あきらめたことがあります。それをきっかけに、病気になったらどうしよう、自分が死んだら葬儀をしてくれる人がいない、などと考え心配になりました。</p>	
<p>2【相談】</p> <p>Jさんは、社会福祉協議会の何でも相談に出かけ、自分の心配事の相談をしました。親族としては、自分や亡き夫の兄弟姉妹や甥・姪がいますが、それほど近い付き合いがあるわけでもなく、入院時の保証人や葬儀のことで迷惑をかけたくないと思っていることを相談すると、元気なうちに将来のことを考えておくという任意後見制度について説明を受けました。</p>	
<p>3【検討・連携】</p> <p>社会福祉協議会から専門職の相談窓口を紹介してもらい、専門職からさらに詳しく話を聞きました。</p> <p>任意後見制度は将来判断能力が減退したときに備えるための制度であること、つまり自分が認知症などになったときに、任意後見人になってもらいたい人やその人にやってもらいたいことを契約で決めておく制度であることがわかりました。</p> <p>でも、それだけではJさんの現在の一番の心配ごと(病気になったときや自分の葬儀のこと)の解決にはなりません。しかし、さらに話を聞くと、認知症になる前や自分が死んだ後のことについては、任意後見制度と組み合わせて利用する制度があることもわかりました。「認知症になる前」・「認知症になってから」・「死後のこと」をあわせて頼むことができれば安心できます。でも、誰に頼めばよいのでしょうか。</p>	

4【心配ごとの解消に向けて】

身近に頼れる親族がないJさんは、専門職に依頼することにしました。

Jさんは、最初に紹介された専門職に依頼することになりましたが、専門職にもいろいろなタイプがあります。まずは、話をしてみて、自分のことを頼む相手は自分で選びましょう。そして、頼む相手を決めたら、そこから自分のことを理解してもらう時間が始まることになります。

Jさんと専門職は時間をかけて契約の内容を決めました。Jさんの利用した契約は、具体的には次のとおりです。

契約内容

- ①認知症になる前に病気になって入院が必要になったときに対応してもらうための「定期的見守りと任意代理契約」
- ②認知症になったときのために「任意後見契約」
- ③自分が死んだときに葬儀等をしてもらうための「死後事務委任契約」

上記のような制度の組み合わせになりましたが、Jさんの今の心配ごとは解消できました。そして、これからは定期的に連絡をして自分の状況を専門職に伝え理解を深めてもらうとともに、必要な時に連絡し必要な時に対処してもらうことができるようになりました。

任意後見のポイント



①任意後見の最大のメリットは自分で任意後見人を選ぶということ。

少し時間をかけて、複数の専門職の話を聞いてみるなど、自分に合った人を探すことが大切です。

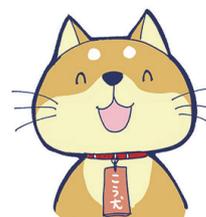
②任意後見では何ができるか。

法定後見では難しいことも、契約で定めれば、任意後見ならできることもあります。例えば「孫に自動車を買ってあげる」などは、その一例です。

③任意後見制度のデメリット

任意後見では、最初の契約時の費用とともに、任意後見人に加え任意後見監督人の報酬が必要であるなど、法定後見より費用がかかります。

自分で
選べるんだね



日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

ボランティア活動保険



保険金額・年間保険料 (1名あたり) 団体割引20%適用済 / 過去の損害率による割増適用

保険金の種類		プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円		
	後遺障害保険金		1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額		6,500円		
	手術保険金	入院中の手術		65,000円	
		外来の手術		32,500円	
	通院保険金日額		4,000円		
	地震・噴火・津波による死傷		×	○	
賠償責任の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)		
年間保険料			350円	500円	

商品パンフレットは
こちらから



(ふくしの保険
ホームページ)

<重要>

- ◆ 基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆ 年度途中でご加入される場合も上記の保険料となります。
- ◆ 中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆ 途中でボランティアの入替や、ご加入プランの変更はできません。
- ◆ ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償 (傷害保険)

福祉サービス総合補償
(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL: 03 (3349) 5137

受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03 (3581) 4667

受付時間: 平日の9:30~17:30 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

令和7年度

スケールメリットを活かした割安な保険料で
充実補償をご提供します!



ホームページでも内容を紹介しています
<https://www.fukushihoken.co.jp>



社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償

(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、サイバー保険、
動産総合保険、費用・利益保険)

1 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

▶ 保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等の各種費用	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

▶ 年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円

見舞費用付補償(B型)

基本補償(A型) 保険料 + 【見舞費用加算】
定員1名あたり
入所: 1,300円
通所: 1,390円

2 個人情報漏えい対応補償 3 施設の什器・備品損害補償

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 医務室の医療事故補償
- オプション3 ● 看護職の賠償責任補償
- オプション4 ● 借用不動産賠償事故補償
- クレーム対応サポート補償

プラン2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

- 1 入所型施設利用者の傷害事故補償
- 2 通所型施設利用者の傷害事故補償
- 3 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償



プラン3 職員等の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険)

- 1 職員の労災上乗せ補償
使用者賠償責任補償
- 2 役員・職員の傷害事故補償
- 3 役員・職員の感染症罹患事故補償
- 4 雇用慣行賠償補償



プラン4 法人役員等の補償

(役員賠償責任保険)

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
保険会社〉
TEL: 03(3349)5137

受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667

受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

作成経緯

本書は、日頃、それぞれの立場で利用者支援に携わっている福祉関係者の皆さんに、「成年後見制度」について知っていただき、成年後見制度を必要とする人を適切に利用につないでいただくことを目的に作成しました。

本書には、福祉関係者の皆さんに知ってほしい成年後見制度の基礎知識や、制度利用のイメージができるよう参考となる活用事例を掲載しています。

皆さんが支援対象者やその家族等に制度説明を行う際に、ご活用いただければ幸いです。

作成委員会

山竹 葉子	司法書士法人カラー	司法書士
古井 慶治	ふるい後見事務所	認定社会福祉士
飯塚 哲男	カリタス21 居宅介護支援事業所	管理者兼主任介護支援専門員
山口 雅弘	鷹岡病院	精神保健福祉士
戸崎 孝之	下田市社会福祉協議会	事務局長

出典

「成年後見はやわかり」 <https://guardianship.mhlw.go.jp>

「成年後見制度市町長申立てマニュアル 第7版」静岡県社会福祉協議会

「権利擁護支援の地域連携ネットワークについて」厚生労働省・社会援護局資料

「ご本人らしい生き方にたどり着く意思決定支援のために」厚生労働省

「第二期成年後見制度利用促進基本計画」厚生労働省資料

著作権・商標登録について

※本書の内容の一部あるいは全部を無断で複製・複製・転載（コピー・電子入力）をすることは、法律で認められた場合を除き、著作権侵害となりますので、その場合はあらかじめ本会宛に許諾をお求めください。

分かりやすい 成年後見制度テキスト

第3版

発行日 平成31年1月(第1版)、令和4年11月(第2版)、令和7年8月(第3版)

発行者 静岡県、(福)静岡県社会福祉協議会

協力 成年後見制度理解促進検討委員会